

## 里親制度とは

子どもの成長には、家庭で暮らす時間や経験がとても大切です。

しかし、親の病気、離婚、虐待など様々な事情で、自分の家庭で暮らせない子どもたちがいます。

児童福祉法に基づき、このような子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解で支える制度が「里親制度」です。



## 里親の要件

- 子どもの養育について、理解と愛情があること
- 経済的に困っていないこと
- 決められた研修を受講すること
- 欠格事項に該当しないこと

そのほか、心身ともに健康であることも大切です。

## 里親の種類

### 養育里親

家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて、養育する里親です。

### 専門里親

虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

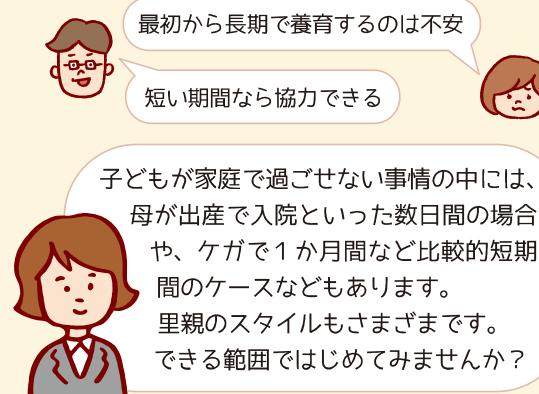
### 養子縁組里親

養子縁組によって、子どもの養親となることを希望する里親です。別途、家庭裁判所の審判手続きが必要です。

### 親族里親

両親等が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

### 短期間の養育里親もあります



## 里親になるまでの流れ

### 1 相談

子ども総合センターに相談します。制度や要件等の説明を受け、ご理解いただいたらご家族同意の上でお申し込みください。

### 2 研修

里親として必要な知識や技術を身に付けるための研修（講義・施設実習含めて5日間程度）を受講します。

### 3 調査

里親希望者が里親として適当であるかどうか、子ども総合センターの職員が家庭訪問等で調査します。

### 4 審査

北九州市社会福祉審議会の意見を聴取して、里親認定の可否の審査を行います。

### 5 登録

里親として認定されると、里親名簿に登録されます。

里親の家族状況や希望などを考慮し、子ども総合センターが養育をお願いします。